

一般社団法人 日本病院前救急診療医学会 定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人 日本病院前救急診療医学会 と称し、英文では、Japanese Society for Prehospital Medicine と表記する。

(主たる事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を、東京都中野区 に置く。

(目的)

第3条 本法人は、病院前救急診療医学の進歩発展を図り、救急診療において医師及び看護師等が救急現場に出動することにより高度医療を行うシステムを充実させ、もって患者の救命と予後の改善に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 機関誌等学術刊行物の発行
- (3) 病院前救急診療に関する調査、研究、教育
- (4) 国内外における関係諸団体との交流、連携
- (5) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

第5条 本法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

第2章 会員

(会員)

第6条 本法人は、以下の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同し、所定の入会手続きにより入会した医師及び看護師、医療機関に所属する救急救命士の資格を有する個人。
- (2) 賛助会員 本法人の目的に賛同し、事業を賛助するために、所定の入会手続きにより入会した個人又は団体。
- (3) 名誉会員 会長経験者等、本法人に顕著な功績のあった会員で、理事会により推薦され、評議員会の承認を得た個人。
- (4) 功労会員 本法人の発展に功労のあった会員で、理事会により推薦され、

評議員会の承認を得た個人。

(入会)

- 第7条 正会員、賛助会員として、本法人に入会を希望する個人又は団体は、理事会が別に定める入会申込書により、入会の申請を行うものとする。
- 2 正会員の入会については、入会申込書の審査、受理をもって、本法人の会員となる。
 - 3 賛助会員の入会については、理事会においてその可否を決定するものとし、理事会の承認をもって本法人の会員となる。

(年会費)

- 第8条 正会員、賛助会員は、定款第57条の定款施行細則（以下「細則」という。）に定める年会費を支払わなければならない。
- 2 前項に定める正会員の年会費については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第27条に規定する経費とする。
 - 3 名誉会員、功勞会員、並びに本法人の顧問に就任している会員については、年会費の支払いを免除する。

(退会)

- 第9条 退会を希望する会員は、その旨を本法人に届け出ることにより、いつでも任意に退会することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、1カ月以上前までに本法人に届出なければならない。
- 2 前項の規定により退会した場合であっても、未払いの会費がある場合は、納入しなければならない。

(除名)

- 第10条 会員が次のいずれかに該当するに至った場合は、総評議員の半数以上であって、かつ総評議員の議決権の3分の2以上の評議員会の特別決議（以下「特別決議」という）により当該会員を除名することができる。ただし、この場合、当該会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 本定款に違反した場合
 - (2) 本法人の名誉を傷つけ、または本法人の目的に反する行為をした場合
 - (3) その他、除名すべき正当な事由があった場合

(会員資格の喪失)

- 第11条 前2条の場合によるほか、次のいずれかに該当するに至った場合は、会員はその資格を喪失する。
- (1) 正当な理由なく、連続して2年以上年会費の納入を怠った場合
 - (2) 総評議員の同意があった場合
 - (3) 個人である会員が死亡し、または失踪宣告を受けた場合
 - (4) 団体である会員が解散した場合

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 12 条 会員が前 3 条の規定により会員資格を喪失した場合は、本法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務については、これを免れることはできない。

- 2 本法人は、会員がその資格を喪失した場合であっても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 評議員

(評議員)

第 13 条 本法人は、次条の規定に従い、正会員の中から評議員を選任する。

- 2 前項により選出された評議員をもって一般法人法上の社員とし、本定款及び細則においては、一般法人法上の社員を「評議員」と表記する。

(評議員の選任)

第 14 条 評議員は、細則に定める諸条件を具備した者であって、正会員の立候補、所定の審査申請をした正会員の中から、細則に定める評議員選出委員会での審査を経て、評議員会の決議により選任する。

- 2 その他、評議員の選任に関して必要な事項は、細則において定める。

(評議員の任期)

第 15 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された評議員の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。

(評議員ではない正会員による権利の行使等)

第 16 条 本法人の評議員ではない正会員についても、一般法人法に規定された次に掲げる評議員の権利を、評議員と同様に本法人に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 一般法人法第 32 条第 2 項の権利（評議員（社員）名簿の閲覧等）
- (3) 一般法人法第 50 条第 6 項の権利（評議員（社員）の代理権証明書等の閲覧等）
- (4) 一般法人法第 52 条第 5 項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (5) 一般法人法第 57 条第 4 項の権利（評議員（社員）総会の議事録の閲覧等）
- (6) 一般法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 一般法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 一般法人法第 246 条第 3 項の権利、第 250 条第 3 項及び 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

(評議員の資格の喪失)

第 17 条 評議員はいつでも任意に、評議員を辞任することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、1 カ月以上前までに本法人に届出なければならない。

2 前項の場合によるほか、本法人の評議員は、以下の事由により、その評議員たる資格を喪失する。ただし、未履行の義務については、これを免れることはできない。

(1) 第 9 条乃至第 11 条の規定により、本法人の会員の資格を喪失した場合

(2) 総評議員の同意があった場合

第 4 章 評議員会

(構成)

第 18 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 前項の評議員会をもって、一般法人法上の社員総会とし、本定款及び細則においては、一般法人法上の社員総会を「評議員会」と表記する。

3 評議員会における議決権は、評議員 1 名につき、1 個とする。

4 評議員会には、名誉会員、功労会員も出席することができるが、議決権は有しない。

(権限)

第 19 条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 定款及び細則の変更

(2) 評議員の選任

(3) 名誉会員、功労会員の承認

(4) 会員の除名

(5) 理事及び監事の選任又は解任

(6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認

(7) 事業計画及び収支予算の承認

(8) 解散及び残余財産の処分

(9) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡

(10) その他評議員会で決議するものとして法令又は本定款で定める事項

(種類)

第 20 条 本法人の評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。定時評議員会は、毎事業年度末日の翌日から 3 カ月以内に開催する。臨時評議員会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2 臨時評議員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき

(2) 総評議員の議決権の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(招集)

第 21 条 評議員会は、理事会決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前条第 2 項第 2 号に該当する場合は、その書面の到達した日から 30 日以内の日を会日とする臨時評議員会の招集通知を発しなければならない。
- 3 評議員会を開催するときは、会日より 7 日前までに、開催日時、場所及び議題を記載した書面をもって、各評議員に対して通知を発しなければならない。なお、評議員の承諾がある場合は、書面に代えて電磁的方法による通知を発することができる。
- 4 評議員会は、その総会において議決権を行使することができる評議員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(決議方法)

第 22 条 評議員会は、総評議員の議決権の過半数を有する評議員の出席（書面・電磁的方法による議決者及び議決委任者によるみなし出席も含む。）がなければ、議事を行い、議決することができない。

- 2 やむをえない理由のため評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、または他の評議員を代理人として議決を委任することができる。
- 3 前項の場合、その評議員は出席したものとみなす。
- 4 評議員会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席評議員の議決権の過半数をもってこれを決する。

(議長)

第 23 条 評議員会の議長は理事長が行う。ただし、理事長に事故があるときは、当該評議員会において選任された他の理事がこれを行う。

(議事録)

第 24 条 評議員会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果並びに法令で定める事項を記載し、議長及び議事録作成に係る職務を行った理事が署名又は記名押印しなければならない。

第 5 章 役員等

(役員)

第 25 条 本法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 15 名以内
- (2) 監事 2 名以内
- 2 理事の中から理事長 1 名を選定する
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、理事長以外の理事をもって一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(選任等)

第 26 条 理事及び監事は、法令の規定に基づき、本法人の評議員の中から、評議員会の決議によって選任する。ただし、必要がある場合は、評議員以外の者から選任することができるものとする。

- 2 理事長は、理事会において選定する。
- 3 監事は、本法人の理事又は使用人を兼ねる事が出来ない。

(理事の職務・権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款に定めるところにより、本法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、本法人を代表し、本法人の業務を総括する。
- 3 理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、理事長の代表権の行使に該当しない業務執行につき、理事会により予め定めた順序により、他の理事がその職務を代行する。

(監事の職務・権限)

第 28 条 監事は、次の職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) 本法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
 - (3) 評議員会、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
 - (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告すること。
 - (7) 理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、またはその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
 - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定

時評議員会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。なお、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第30条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、特別決議によらなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第31条 理事及び監事の報酬等は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(学術集会会長)

第32条 本法人には、学術集会会長1名を置く。

- 2 学術集会会長は、理事会の推薦に基づき、評議員会の決議により選定する。
- 3 学術集会会長は、学術集会を主催する。
- 4 学術集会会長の任期は、前回学術集会終了日の翌日から自身の主催する学術集会の終了日までとする。

(顧問)

第33条 本法人には、理事会の諮問機関として、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、評議員会の決議により選任し、理事長が委嘱する。なお、顧問は本法人の会員以外の者から選任することを妨げない。
- 3 理事長は顧問を選任した場合には、会員総会にその旨の報告を行うものとする。
- 4 顧問は理事会に出席し、意見を述べるができるが、議決権は有しない。
- 5 顧問の任期等、その他必要な事項は、理事会において別に定める。

第6章 理事会

(種類)

第34条 本法人の理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度に2回開催（ただし、4か月を超える間隔で開催）する。

- 3 前項の通常理事会において、理事は、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第28条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

(招集)

- 第35条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第4項第3号により理事が招集する場合及び前条第4項第4号後段により監事が招集する場合を除く。
- 2 前条第4項第3号による場合は、理事が、前条第4項第4号後段による場合は、監事が、理事会を招集する。
 - 3 理事長は、前条第4項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
 - 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(決議方法)

- 第36条 理事会の議長は、理事長が行う。ただし、理事長に事故があるときは、第27条第3項の規定に従い、理事会により予め定めた順序により、他の理事がこれを行う。
- 2 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、議事を行い、議決することができない。
 - 3 理事会の決議は、出席した理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

- 第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事の全員が当該提案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。ただし、監事が当該提案につき異議を述べた場合はこの限りではない。

(報告の省略)

- 第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人

法第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果並びに法令で定める事項を記載し、議長及び出席した理事長並びに出席した監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

第7章 学術集会

(学術集会)

第40条 学術集会は、学術集会会長の主宰のもと、年1回開催する。ただし、学術集会会長は、災害等やむを得ない事由があるときは、学術集会の中止を決定することができる。

- 2 学術集会の公募演題の筆頭演者は、本法人の会員に限るものとする。
- 3 学術集会会長は、必要があると判断した場合には、他職種の本法人の学術集会への参加を認めることができる。

第8章 会員総会

(会員総会)

第41条 会員総会は、毎年1回、学術集会開催時に開催する。

- 2 会員総会は、第6条に定める会員によって構成する。
- 3 会員総会は、理事長が招集し、学術集会会長が議長となる。
- 4 理事長又は学術集会会長は、必要に応じて、次の事項を会員総会に報告するものとする。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) その他、理事会が必要と認めた事項
- 5 前各項の規定にかかわらず、前条第40条但書の規定により学術集会の開催が中止となった場合、その他やむを得ない事由がある場合には、理事会及び学術集会会長の決定により、本法人のホームページに前項の報告事項を掲載することで、会員総会の開催に代えることができる。

第9章 委員会

(委員会)

第42条 本法人には、理事会の決議により本法人の目的及び事業の遂行にあたり、必要に応じて委員会を設置、または解散することができる。

- 2 各委員会の委員長は、理事会の決議により選定し、理事長が委嘱する。

- 3 各委員会の委員は、委員長の指名により、理事長がこれを委嘱する。
- 4 委員会に関し、委員長、委員の資格、任期等その他必要な事項は、理事会において別に定める。

第10章 事務局及び事務局長

(設置等)

- 第43条 本法人の事務を処理するため、理事会の決議により事務局を設置することができる。
- 2 事務局には、事務局長を置く。
 - 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て、評議員の中から指名する。
 - 4 事務局長は庶務を担当し、理事長を補佐する。なお、事務局長は理事会に出席し、説明を行い、あるいは意見を述べるができるが、議決権を有しない。
 - 5 事務局長の任期は2年とし、再任を妨げないが、3期を超えることはできない。
 - 6 その他、事務局の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第11章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

- 第44条 本法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
- 2 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

- 第45条 拠出された基金は、基金拠出契約に定める期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

- 第46条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時評議員会における決議を経た後、理事会の決定したところに従って行う。

(代替基金の積立て)

- 第47条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

(基金利息の禁止)

- 第48条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第12章 計算

(事業年度)

第 49 条 本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 50 条 本法人の事業計画書及び収支予算書は、理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会に承認を諮るものとする。

- 2 予算が成立していない期間については、理事会の決議により、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を構成し、収入を得又は支出することができる。

(事業報告及び決算)

第 51 条 理事長は、毎事業年度、次の書類及び附属明細書を作成して、監事の監査を受け、理事会の承認を経た後、定時評議員会に提出し、(3)の書類についてはその内容を報告し、(1)、(2)及び(4)の各書類については承認を求めなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (3) 事業報告書
- (4) 附属明細書

(剰余金の処分制限)

第 52 条 本法人は、会員、評議員、その他の者又は団体に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

第 13 章 定款変更、合併及び解散等

(定款変更)

第 53 条 本定款を変更するには、評議員会の特別決議によらなければならない。

(合併等)

第 54 条 本法人は、評議員会の特別決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

(解散)

第 55 条 本法人は、一般法人法第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号乃至第 7 号に規定する事由によるほか、評議員会の特別決議により解散することができる。

(残余財産の分配)

第 56 条 本法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、各評議員及び会員に分配しない。

- 2 前項の場合、本法人の残余財産は、国又は地方公共団体、本法人と類似の事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人、あるいは公益社団法人及び公益財団法

人の認定等に関する法律第5条第17号イ乃至トに掲げる法人に寄付するものとする。

第14章 雑則

(定款施行細則)

第57条 本定款の施行及び本法人の運営に関して必要な事項は、評議員会の決議により定款施行細則として別に定める。

(定款等に定めのない事項)

第58条 本定款及び細則に定めのない事項については、すべて一般法人法及びその他法令によるものとする。

第15章 附則

(設立時評議員の氏名及び住所)

第59条 本法人の設立時評議員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

(住所)

(氏名) 今 明秀

(住所)

(氏名) 大友 康裕

(住所)

(氏名) 奥寺 敬

(住所)

(氏名) 坂本 哲也

(住所)

(氏名) 林 靖之

(住所)

(氏名) 横堀 将司

(住所)

(氏名) 猪口 貞樹

(設立時理事、設立時理事長及び設立時監事)

第 60 条 本法人の設立時理事、設立時理事長及び設立時監事は、次のとおりとする。

(設立時理事) 今 明秀、大友康裕、奥寺 敬、坂本哲也、林 靖之、横堀將司、
照沼秀也、細川秀一、橋本雄太郎、山崎早苗

(設立時理事長) 今 明秀

(設立時監事) 猪口貞樹、横田裕行

(最初の事業年度)

第 61 条 本法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

(設立時評議員、理事、監事の任期)

第 62 条 本法人の設立時評議員(設立後最初の事業年度までに評議員となった者を含む。)の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 7 年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 本法人の設立時理事及び設立時監事の任期は、定款第 29 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 7 年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。

令和 5 年 12 月 25 日 施行

令和 7 年 12 月 12 日 一部改定

一般社団法人 日本病院前救急診療医学会 定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 本定款施行細則（以下「本細則」という。）は、一般社団法人 日本病院前救急診療医学会（以下「本法人」という。）の定款の施行、その他本法人の管理運営につき必要な事項を定める。

第2章 年会費

(年会費)

第2条 本法人の年会費は、次のとおりとする。ただし、本法人の会員であっても、名誉会員、功労会員、顧問の場合は、その年会費を免除するものとする。

- (1) 正会員 年 10,000 円
- (2) 賛助会員 年 30,000 円（一口以上）

第3章 評議員の選任

(評議員候補者資格)

第3条 本法人の正会員であって、評議員になるため審査を受けようとする者（以下「評議員候補者」という。）は、評議員審査申込みの申請時に以下の諸条件をすべて具備していなければならない。ただし、再任を希望する評議員候補者については、第5号の条件は免除するものとする。

- (1) 正会員であること
- (2) 6年以上の診療経験を有すること。
- (3) 申請時において、引き続き2年以上の会員歴を有し、かつ会費を完納していること。ただし、国外留学等で会員歴に中断がある場合には、中断時を除く「継続した2年間」の会員歴があればよいものとする。
- (4) 以下の各号のいずれかの審査基準を満たす病院前救急診療についての経験、知識、もしくは業績を有していること。
 - ① 過去3年間において、本法人における学術発表（筆頭、共同いずれも可）、または座長（あるいは司会）、講演（教育等）のいずれかについて、少なくとも1回以上の実績があること。
 - ② 病院前救急診療に関する学術論文、関連学会での学術発表（筆頭、

共同いずれも可)、または座長(あるいは司会)、講演(教育等)の実績があること。

(5) 名誉会員又は功労会員、あるいは現任の評議員2名以上の推薦を受けていること。

(6) 再任を希望する評議員候補者の場合、現任中に少なくとも4回以上評議員会に出席(現地出席・Web会議システムによる出席いずれも可とする。ただし、定款第22条第2項に規定する事前の書面・電磁的方法による議決者及び委任状による議決委任者は、定款第22条第3項の規定にかかわらず、本号の適用においては出席とはみなさない。)していること。ただし、正当な事由により出席していない場合は除くものとする。

2 前項の規定に関わらず、理事会が評議員として相応しいと認めた者も評議員候補者となることができる。

(公告)

第4条 理事長は、評議員の選出が行われる概ね6か月前に、以下の各号を正会員に公告(または通知)しなければならない。なお、公告は本法人のホームページに掲載する方法により行う。

(1) 選出する評議員の総数

(2) 審査申請書類の交付請求締め切り期日

(3) 審査申請書類の受理締切日(当日消印まで有効)

(4) 立候補に必要な条件

(5) その他、評議員選出委員会、理事会で定めた事項

(審査申込み)

第5条 評議員候補者(第3条第2項の評議員候補者、再任を希望する評議員候補者も含む。)は、前条第3号の受理締切日までに、審査申請書類を郵便(書留、簡易書留、レターパック等の追跡ができる郵便形式)にて、本法人に提出しなければならない。

(評議員選出委員会の構成)

第6条 評議員選出委員会は、以下の人員により構成する。

(1) 理事 4名

(2) 評議員 3名

2 評議員選出委員会の委員は、理事会の決議により選任し、理事長が委嘱する。

3 評議員選出委員会の委員長は、理事である委員の中から理事長が指名する。

4 委員の任期は4年(選任後、4年後に実施される第8条第1号の定例選出の作業が終了するときまで)とする。再任を妨げないが、2期を超え

てはならない。なお、委員の構成は半数以上の交代を原則とする。

（評議員選出委員会の開催）

第7条 評議員選出委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 評議員選出委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。なお、委任状による出席は認めない。
- 3 評議員選出委員会の決議は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、委員長が決するところによる。
- 4 評議員選出委員会の議事録は、委員長が作成し、委員長および席上にて選任された議事録署名人が署名又は記名捺印のうえ、事務局に保管する。なお、評議員選出委員会の議事内容は原則非公開とする。

（選出手順等）

第8条 評議員選出委員会は、評議員候補者から申請された審査申請書類を審査し、以下の手順等により評議員を選出する。

（1）定例選出

第5条の規定により審査申込みのあった評議員候補者を対象に、評議員選出委員会での審査、および理事会への報告を経た後、最初で開催される定時評議員会においてその承認決議を行う。ただし、評議員の選出は原則として4年毎に実施するものとする。

（2）臨時（追加）選出

前号の規定にかかわらず、以下に定める場合は、評議員選出委員会での審査、および理事会への報告を経た後、最初で開催される評議員会においてその承認決議を行う。

- ① 評議員数が著しく減少し、理事会が追加選出を要すると認めた場合
- ② 会員数が増加等、理事会が追加選出を要すると認めた場合

（評議員の選任等）

第9条 評議員候補者は定款第14条第1項の規定により、評議員会での承認をもって、本法人の評議員となる。

- 2 評議員の任期等は、定款の規定による。

（評議員選任にかかる規定外事項）

第10条 本章に定めるほか、評議員の選任につき必要な事項は、理事会において定めるものとする。

第4章 役員の選任

（選挙理事・選挙監事）

第 11 条 理事及び監事の選任は、選挙により行う。選挙により選任される理事及び監事を選挙理事、選挙監事とし、選挙理事は 9 名以内、選挙監事は 2 名以内とする。

2 理事長は、理事会で定めた適宜の時期に、以下の各号を評議員に公告（または通知）しなければならない。なお、公告は本法人のホームページに掲載する方法により行う。

- (1) 理事候補者、監事候補者への立候補に必要な条件
- (2) 理事候補者、監事候補者への立候補に必要な書類等
- (3) 立候補書類の請求と送付方法
- (4) 立候補書類の受理締切日（当日消印まで有効）
- (5) 選挙方法・投票方法（現地投票、郵送投票、W e b 投票）
- (6) その他、理事会で定めた事項

（立候補等）

第 12 条 理事候補者及び監事候補者に立候補しようとする者は、前条第 2 項第 4 号の受理締切日までに、所定の立候補書類を郵便（書留、簡易書留、レターパック等の追跡ができる郵便形式）または電子メールにて、本法人事務局に提出しなければならない。

- 2 評議員は、他の評議員を理事候補者及び監事候補者の立候補者として、推薦することができる。ただし、被推薦者の承諾を得なければならない。
- 3 理事候補者及び監事候補者に立候補できるのは、前条の公告時に評議員である者とする。ただし、監事の職務の独立性、重要性に鑑み、監事候補者については、理事会の承認を経て、評議員以外の者（名誉会員、功労会員を含む。）を推薦し、立候補者とすることを妨げない。

（非選挙理事）

第 13 条 前 2 項の規定にかかわらず、理事会の決議により、以下の内訳に応じて、選挙によらない理事（以下「非選挙理事」という。） 6 名以内の選任を評議員会に諮ることができる。

- (1) 看護師の代表 1 名
 - (2) 学識経験者 2 名
 - (3) 日本医師会代表 1 名
 - (4) 四病院団体協議会代表 1 名
 - (5) 理事会推薦者 1 名
- 2 非選挙理事は、定款第 26 条第 1 項但書の規定に基づき、本法人の評議員以外から選任することを妨げない。

（理事及び監事選挙の投票等）

第 14 条 選挙理事 9 名以内及び選挙監事 2 名以内の選挙は、評議員の投票により

行う。なお、委任状による投票は認めない。

- 2 名誉会員、功労会員、非選挙理事（投票時に評議員の資格を有する者を除く）は、選挙権を有しない。
- 3 投票方法は、以下のいずれかの方法により実施するものとし、選挙毎に理事長が投票方法及び以下に規定する以外の詳細を決定し、第 11 条の規定に基づき公告（または通知）する。

（１）現地投票

- ①評議員会開催時における出席評議員による現地での投票による方法をいう。
- ②投票権は、選挙を実施する評議員会開催時における出席評議員（当該評議員会で選任予定の評議員を含む。）が有する。
- ③出席評議員に投票用紙を配布し、候補者の中から理事 5 名、監事 2 名を連記し、投票するものとする。連記制に反する投票、白紙、候補者以外の者を記載した投票は無効とする。
- ④開票は事務局及び事前に理事長が指定した立会人 2 名が行う。
- ⑤開票の立会人は当該選挙における候補者以外の者であって、選挙を実施する評議員会に出席権限を有する者の中から選出する。

（２）郵送投票

- ①評議員会開催以前に、投票権を有する評議員に候補者リストを郵送し、所定の投票用紙を郵送し投票する方法をいう。
- ②投票権は、選挙理事及び選挙監事を選任する定時評議員会において就任予定の評議員を含む評議員が有する。
- ③投票者は、所定の投票用紙に候補者の中から理事 5 名、監事 2 名を連記し、投票するものとする。所定の投票用紙以外の投票、ならびに連記制に反する投票、白紙、候補者以外の者を記載した投票は無効とする。
- ④開票は事務局及び事前に理事長が指定した立会人 2 名が行う。
- ⑤開票の立会人は当該選挙における候補者以外の者の中から選出する。

（３）W e b 投票

- ①評議員会開催以前に、投票権を有する評議員に候補者リストを郵送又は W e b システムにより提供し、W e b システムを使用した電子投票とする。
 - ②投票権は、選挙理事及び選挙監事を選任する定時評議員会において就任予定の評議員を含む評議員が有する。
 - ③投票者は、所定のシステムにログインし、候補者リストの中から理事 5 名、監事 2 名を選択し、電子投票を行う。
 - ④開票立会人は不要とする。
- 4 有効得票数の最も多い者から順次、理事は上位 9 名、監事は上位 2 名を当選者とする。
 - 5 得票数が同数の場合は、会員歴の長い者をもって当選者とする。

- 6 前項の当選者及び非選挙理事につき、定時評議員会にその承認を諮るものとし、その承認決議を受けて本法人の理事及び監事として選任される。
- 7 当選者が理事及び監事に選任された後、辞任、死亡等により理事又は監事に欠員が生じた場合、新たに選挙は行わず、次点者のうちから得票数の多い順に、順次、欠員を補充のための理事候補者又は監事候補者として評議員会に選任を諮ることができる。

(選挙の特則)

- 第15条 選挙理事及び選挙監事の立候補者がそれぞれ所定の人数（選挙理事9名、選挙監事2名）に達しない場合は、選挙を行わず、立候補者全員が当選者となり、当該当選者の選任を定時評議員会に諮るものとする。
- 2 立候補者が定款第25条第1項に規定する定数の下限を割る場合は、理事会の決議により、定数の下限を満たす人数の理事候補者及び監事候補者を選出するものとする。
 - 3 前項の監事候補者は、評議員以外から選出することを妨げない。

(理事・監事選任にかかる規定外事項)

- 第16条 本章に定めるほか、理事及び監事の選任につき必要な事項は、評議員会において定めるものとする。

第5章 理事長の選定及び任期

(理事長の選定)

- 第17条 理事長は、役員の選任を行った定時評議員会後に開催される新理事会において選定する。
- 2 理事長の選定方法は、理事会において定める。
 - 3 理事長は、再任を妨げないが、連続して3期までとする。

第6章 定款施行細則の改廃

(改廃)

- 第18条 本細則の改正又は廃止は、評議員会の決議によらなければならない。

第7章 雑 則

(規定外事項)

- 第19条 本細則に規定のない事項については、評議員会又は理事会の決議により制定

する内規による。

令和 5 年 12 月 25 日 施行

令和 7 年 12 月 12 日 一部改定

令和 8 年 7 月 14 日 一部改定